

平成 年分所得税青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》

診療科目		科		住 所		整理番号		氏 名	
2. 自由診療割合の計算									
この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入にかか る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれにかかると経費であるか明ら かではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。									
自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。									
(1) 診療実日数による割合									
		診療実日数(⑥)		× 100 =		⑥		%	
		総診療実日数(④+⑤)							
(2) 収入による割合									
		自由診療収入(⑥)		× 100 ×		⑦		%	
		総診療収入(④+⑤+⑥)							
雑 収 入									
1. 収入金額の内訳									
診療件数		診療実日数		決定点数		取 入 金 額		診療報酬窓口	
件		日		点		円		収入金額	
① 一般社会保険									
② 高年齢者医療保険法									
③ 生活保護法									
④ 精神保健福祉法									
小 計									
⑤ 小 計									
⑥ 小 計									
計									
⑦ (①+②+③)									
自由診療の収入等									
⑧ 一般の自由診療									
⑨ 労働者災害補償保険診療									
⑩ 公営健康被害補償診療									
⑪ 自動車損害賠償責任保険診療									
計									
⑫ (雑収入は下の欄に書きます。)									

改 正 後

平成 年分所得税青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》

診療科目		科		住 所		整理番号		氏 名	
2. 自由診療割合の計算									
この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入にかか る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれにかかると経費であるか明ら かではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。									
自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。									
(1) 診療実日数による割合									
		診療実日数(⑥)		× 100 =		⑥		%	
		総診療実日数(④+⑤)							
(2) 収入による割合									
		自由診療収入(⑥)		× 100 ×		⑦		%	
		総診療収入(④+⑤+⑥)							
雑 収 入									
1. 収入金額の内訳									
診療件数		診療実日数		決定点数		取 入 金 額		診療報酬窓口	
件		日		点		円		収入金額	
① 一般社会保険									
② 老人保健法									
③ 生活保護法									
④ 結核予防法									
⑤ 精神保健福祉法									
小 計									
⑥ 小 計									
⑦ 小 計									
計									
⑧ (①+②+③)									
自由診療の収入等									
⑨ 一般の自由診療									
⑩ 労働者災害補償保険診療									
⑪ 公営健康被害補償診療									
⑫ 自動車損害賠償責任保険診療									
計									
⑬ (雑収入は下の欄に書きます。)									

改 正 前